

園 則
(兼運営規定)

社会福祉法人愛の園福社会
緑が丘こひつじ保育園

緑が丘こひつじ保育園園則（兼運営規定）

（事業所の名称等）

第1条 社会福祉法人愛の園福祉会が設置するこの保育園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 緑が丘こひつじ保育園
- (2) 所在地 千葉県八千代市緑が丘西1丁目10-5

（施設の目的及び運営の方針）

第2条 緑が丘こひつじ保育園（以下、「当園」という。）は、次に掲げる保育指標及び保育目標に基づき保育を提供する。

この法人が経営する保育園は、児童福祉法第39条に基づき児童福祉施設最低基準を満たし、地域社会において本園を選択し入園を希望した保護者に対して、八千代市子ども保育課が入園を承認した乳・幼児の生存・発達・保育を受ける権利を尊重し、保育を計画的・合理的かつ年齢別発達段階に適応した保育内容を実施することを目的とする。

2 当園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準。八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年11月28日八千代市条例第29号）第14条第1項、そのほか関係法令を遵守して運営する。

（提供する保育等の内容とその目標）

第3条 当園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、乳幼児の発達に必要な保育を提供するとともに、次に掲げるその他の便宜の提供を行う。

- (1) 食事の提供
- (2) 延長保育事業
- (3) 子育て支援事業
- (4) 一時預かり事業

2 デイリープログラムについては保育所保育指針及び幼稚園教育要領に準じ、乳・幼児の年齢と発達段階に応じたカリキュラムを立て、園長の許可を得て実施する。保育園の年間の主要行事は下記の通りとし、園長・主任保育士及び必要に応じてその他の職員と協議して実施する。

4月	入園式	10月	総合避難訓練（消防署員による避難訓練）運動会
5月	こどもの日・母の日・内科検診 総合避難訓練（通報訓練）	11月	七五三祝福礼拝・老人ホーム慰問・ 内科検診・歯科検診
6月	花の日・歯科検診	12月	クリスマス祝会
7月	個人面談・夏祭り	1月	始業礼拝
8月	夏期特別保育	2月	節分礼拝・交通安全教室・個人面談
9月	老人ホーム慰問	3月	保育総合発表会・ひな祭り・卒園式

※毎週 1 回合同礼拝、毎月 1 回は避難訓練を行う。

※毎月 1 回は誕生会を行う。

3 保育内容とその主たる目標は次の通りとし、児童の個人差・発達段階・生活のリズムと流れ・自発性・協調性・創造性を重視して実施する。

年齢区分	領域	主たる目標
0歳児	健やかに伸び 伸びと育つ(身体的発達) 身近な人と気持ちが通じ合う(社会的発達) 身近なものに関わり感性が育つ(精神的発達)	(安心できる保育者のもとで心も体も満たされて過ごす) 感覚機能の刺激と発達・生活能力の向上 情緒の安定・歩行の開始と言葉の発達を促す
1歳児	心と体の健康 人との関わり 環境との関わり	(保育士と一緒にやってみようとしたり、探索活動が盛んになる) 感覚機能の刺激と訓練・基本的な生活習慣としつけ 情緒の安定と社会的行動への芽生え 言葉の発達を促す
2歳児	言葉の育ち 表現する力	(保育者に見守られてなんでも一人でやってみようとする) 自我の芽生えと確立 自然・環境への関わりと自己表現 言葉と数への関心を高める
3歳児	健康 人間関係 環境	(友だちと一緒に自分なりの表現を楽しむ) 基本的な生活習慣の完成と感情の抑制 運動機能の刺激と訓練 言葉の習得と社会性の育成 環境への関わりと言葉による自己表現能力を育む
4歳児 5・6歳児	言葉 表現	(友だちと一緒に自分の気持ちを伝えあったり、協力したり、また考えを出し合って工夫して遊ぶ) 身体諸機能の調和的発達 精神の目覚めと知・情・意の発達促進 自立心・自律心・判断力の育成と確立 自・他の区別、役割の違いの理解 集団の形成するメンバー意識の促進

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に掲げる職種ごとに、当該各号に定める通りにする。ただし、入所する児童数により認可基準の範囲内で変動があるものとするとともに、非常勤職員については常勤換算後の員数とする。

- (1) 園長 1人 (常勤専従)
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。
- (2) 主任保育士 1人 (常勤専従)
主任保育士は園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育を司る。また、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育内容について他の保育士を総括する。
- (3) 保育士
保育士は教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 栄養士 1人
栄養士は、子どもの発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の乳児食及び3歳以上の幼児食に係る献立の作成を行い、必要に応じ調理に携わる。
- (5) 給食調理員 1人
給食調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(6) 看護師 1人

看護師は子どもの健康管理、病気や怪我の予防、事故発生時の応急処置を行い、必要に応じ乳児の保育に携わる。

(7) 事務員 1人

事務員は施設会計における帳簿作成及び管理の他、事務全般に関わる業務を行う。

(8) 嘱託医 1人

医療機関名	日本医科大学千葉北総病院 小児科医
医院長名	小児科部長 浅野 健
所在地	〒270-1694 千葉県印西市鎌苅 1715

(9) 嘱託医歯科医 1人

医療機関名	始平堂歯科クリニック
医院長名	始平堂 玄昌
所在地	〒260-0007 千葉県千葉市中央区 3-5-3

(保育を提供する日)

第5条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。但し、年末年始（12月29日～1月3日）及び祝祭日を除く。

2 官公庁より公示された日

(保育を提供する時間と保育の多様化)

第6条 保育を提供する日は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時から午後18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午後18時から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時30分から午後16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時から午前8時30分まで及び午後16時30分から午後19時までの範囲内で延長保育を提供する。

2 地域社会における保育ニーズの多様化や保育行政の変化が生じた場合や保護者の多様なニーズに対応し、働く母親を援助し乳幼児の発達を促すものとする。

(費用の実費等)

第7条 乳児の保護者は、八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第14条により、利用児童の保護者が居住する市町村が定める額の基本保育料を、毎月末までに市町村に支払うこととする。

2 幼児の保護者は保育園が定める額の給食費を、毎月初め5日までに園に支払うこととする。

3 保護者は、延長保育が必要な場合には、その延長保育料を当園に支払うこととする。

4 前項に定めるところの他、保護者は当園を利用するにあたり通常必要とされるものについて、次のとおり金額を徴収する。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	納付額
共済掛金	園内での事故発生時の補償のため	全園児年1回 300円
スモック	衣服の汚れを気にすることなく、十分に遊べるようにするため	半袖 1,782円 但し年度により金額の変更あり
カラー帽子	頭部の保護及び集団遊びの際に人数把握をするため	1,170円
おむつ処理代	衛生面への配慮として（希望者のみ）	0・1歳 400円 2歳 270円
給食	2号 週5日利用者（午前・午後のおやつ、お茶代含む）1食 350円×20日 2号 週6日利用者（土曜午後のおやつは含みません） 但し年収360万未満相当の世帯及び全所得階層の第3子は除く	7,000円 8,100円
延長保育	○保育短時間（8時間）の利用者はスポット料金を適用 ○保育標準時間（11時間）の利用者は月極料金またはスポット料金を選択 月極料金を選択した場合は30分利用の設定はなしとする	月/3,000円 30分/200円
一時預かり料	一時的に保育を必要とする方々への預かり料として	30分につき200円 （別途給食270円、おやつ80円）

※ 当園は、上記費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付致します。

（児

第8条 当園の利用定員は60人とし、児童の区分ごとに次に掲げる通りとする。

- (1) 保育時間の認定を受けた満3歳以上の児童 31人
- (2) 保育時間の認定を受けた満1歳以上満3歳未満の児童 20人
- (3) 保育時間の認定を受けた満1歳未満の児童 9人

（利用の開始に関する事項等）

第9条 当園は、居住市町村が行った利用調整により登園の利用が決定された際には、保育の提供を開始する。

- 2 当園は、前項の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面を交付し、その内容を説明し同意を得ることとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園は、次に掲げる場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 入所児童が小学校に就学したとき。
- (2) 子ども・子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第11条 当園は、八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第19条に従って、保護者等への連絡、その他官営機関との連携を図る

2 保育の提供により事故が発生した場合は、八千代市、子どもの保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 子どもに対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に係る対策を講じることとする。

2 園長・主任保育士はクラス担任保育士及び栄養士・調理員・その他の職員を指導助言し交通事故・園内事故・火災・その他の災害は予期しないときに突発的に発生するものであることを考え、平常時より安全指導と非常時対策計画に万全を期すると共に、これに基づいた交通訓練・避難訓練・危険箇所・園舎内外施設設備の点検等を行い、災害時における事故発生の防止と生命の安全に努力しなければならない。

3 当園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアルを作成することとする。

4 当園は、計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡の為の体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。

5 当園は少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする

6 当園は、非常災害時には一斉配信にて、保護者に避難場所を伝えることとする。また、園だよりや重要事項説明書にて避難場所を周知させることとする。

7 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

8 当園は、災害時の組織体制を定め、役割を分担し速やかに対応できるようにするものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 1 当園は、利用児童に対する虐待を防止するため、保育士等に対する研修を定期的に行うとともに、具体的な計画及びマニュアルを作成する。

2 利用児童に不自然な外傷（打撲や火傷）等がある場合は関連機関への通告をし、子供の安全を守ることを第一にすることとする。

(給食)

第14条 この法人の営む保育園は給食を実施する。

給食における献立は市の献立表に準拠し独自の工夫を加味して行う。

(定款遵守・就業規則・庶務規定等の遵守義務)

第15条 ここに定めるものの外は専らこの法人の定款・経理規程・就業規則・給与規程・庶務規程その他の内規を遵守し、児童福祉法を精神を生かして地域の児童の福祉と母親が就労を通して社会参加をしていく事ができるように、その保護者の権利と幸福に奉仕する義務を負う。

(内規の制定)

第16条 施設の運営に必要な内規は、定款・経理規定・就業規則・給与規程・庶務規程に反しない限りにおいて理事長の同意を得て園長がこれを定めることができる。

(園則の改定)

第17条 この園則は理事会の議を経て改正することができる。

(適用期日)

第18条 この規程は 2020 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、2021 年 10 月 1 日から施行する。